

令和8年度 京都市立衣笠小学校「学校のきまり」見直し計画

本校では、関係教職員で組織される委員会及び児童会（本部委員会）によって毎年「学校のきまり」の見直しをすすめています。

これまで令和5年度には持ち物「ふせん」について、令和6年度には持ち物「ラインマーカー」について、児童会の意見をもとに見直しが図られました。今後も教職員の教育観や児童会の主体性を生かしながらよりよい学校生活に寄与できるようすすめてまいります。

時期	「学校のきまり」見直しに向けた取組
新年度 1学期始業まで	<ul style="list-style-type: none">・関係教員で、新年度の「学校のきまり」策定に向けた検討会を実施・職員会議にて「学校のきまり」承認
2～3学期	<ul style="list-style-type: none">・児童会（本部委員会）が主体となり、各学年代表委員会とともに学校のきまりについて意見交流・出てきた意見について相談・意見交流し、担当教員への申出および職員会議への提案・児童から出てきた意見について、関係教職員で組織する委員会で検討、職員会議に諮る・結果を児童会と共有
3学期	<ul style="list-style-type: none">・1年間の児童の様子や児童会から提案された意見をもとに振り返り・次年度へと申送り